

令和2年度（2020年度）
第2回北海道環境審議会

議 事 録

日 時：2020年9月2日（水）午後1時30分開会
場 所：TKP札幌ビジネスセンター赤れんが前 チューリップ

1. 開 会

○事務局（北村環境政策課長） 定刻となりましたので、ただいまから、令和2年度（2020年度）第2回北海道環境審議会を開会いたします。

本日の司会を務めます環境生活部環境局環境政策課長の北村でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、1名が遅れてお見えになる予定ですが、委員総数17名のうち過半数の11名の出席をいただいております。北海道環境審議会条例第5条第2項の規定によりまして、本審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

このたび、新たに委員として任命された方々をご紹介します。

北海道農業協同組合中央会副会長理事の串田雅樹委員です。

○串田委員 ただいまご紹介いただきました中央会副会長理事の串田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○事務局（北村環境政策課長） 続きまして、一般社団法人北海道消費者協会専務理事の武野伸二委員です。

○武野委員 武野でございます。

5月からこの職でございます。よろしくお願いたします。

○事務局（北村環境政策課長） 以上の2名でございます。

今後とも、どうぞよろしくお願いたします。

2. 挨拶

○事務局（北村環境政策課長） それでは、開会に当たりまして、環境生活部長の築地原よりご挨拶申し上げます。

○築地原環境生活部長 環境生活部長の築地原でございます。

令和2年度第2回北海道環境審議会の開会に当たり、一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、本日は、大変ご多忙の中をご出席賜りまして、どうもありがとうございます。また、日頃より道の環境行政に多大なるご協力、ご理解を賜りまして、重ねて御礼申し上げます。

今年の5月に開催を予定しておりました第1回審議会につきましては、ご承知のとおり、新型コロナウイルスの感染症の状況に鑑みて書面での開催とさせていただいたところですが、その際もご協力いただきまして、ありがとうございました。

新型コロナウイルスの感染症拡大は、直接的に環境と関わりがないように捉えられがちですが、この間のライフスタイルやビジネススタイルの動向を考えますと、環境とも無関係ではなく、いろいろな面でこれからの新しい視点をもたらしているのではないかという感想を持っているところでございます。

道といたしましては、こうした生活スタイルが変わりつつある中、これからは中長期的な視点を持ちながら環境対策を取り進めていく必要があると考えているところでござい

す。

本日の審議会には2件の議事案件がございます。

1件目は、昨年11月に諮問させていただきました倶知安町ひらふ地域の温泉資源保護対策についてでございます。

この件につきましては、有用で限りある地域の資源を将来にわたってどうやって利用していくか、そのための資源保全のルールを共有する観点からも非常に重要な案件だと思っております。これは、地域にとっただけではなく、北海道にとっても大変重要な案件であると考えているところでございます。

本日は、部会での審議を経て取りまとめられました答申案につきまして、ご審議をいただくことになってございます。本日は、できましたら答申をいただければと思っております。

また、もう一点の次期環境基本計画の策定についてでございます。

昨年から企画部会を設置しましてご審議をいただいているところでございます。この間、社会、経済、環境の状況から導かれる環境の諸課題の整理をしていただき、その上で、次期計画策定に向けて、長期目標の設定、国の基本計画との整合、そして、SDGsやパリ協定の世界的な動向の反映といった論点を立てていただきました。これは、これからの中長期的な視点の中で非常に重要になる観点、視点であろうと思っております。非常に的確なご示唆をいただきながらご審議いただいていることにつきまして、本当に感謝を申し上げます。

今日は、計画の原案についてご議論いただきたいと思っておりますが、そのほかに3件の報告事項もございます。委員の皆様におかれましては、それぞれのご専門のお立場から忌憚のないご意見を賜ればと思っております。

最後になりますけれども、今後とも、道の環境行政の推進に当たりまして、様々な形でお力添えを賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、開催に当たってのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（北村環境政策課長） 次に、お手元にお配りした資料の確認をさせていただきます。

まず、会議次第、委員名簿、配席図のほか、資料1から5までございます。資料1につきましては1-1と1-2、資料2につきましては2-1から2-4、資料3、資料4につきましては4-1から4-3、資料5につきましては5-1から5-3となっております。また、本日、議事予定の北海道環境基本計画（第3次計画）の策定に係るこれまでの審議資料ということで、お手元に別冊として置かせていただいております。

配付漏れ等がございましたら事務局にお申し付けください。

それでは、コロナ対策についてご説明させていただきます。

国内におきましては、現在も新型コロナウイルスの感染症が終息していない状況でございま

す。このため、本審議会の開催に当たりましては、感染症拡大防止対策を万全に実施しながら進めていきたいと考えております。

具体的には、会場の収容率が50%以下になる出席人数、ソーシャルディスタンスを踏まえた配席、入場時の手指の消毒、出席者のマスクの着用と検温、マイク利用に当たりましては消毒の実施、そして、定期的な換気の実施を行っていきたいと考えております。

このため、会議開始から一定の時間に5分程度の休憩を取りまして、ドアを開けて換気を実施いたします。

委員の皆様やご出席の皆様には、進行上、何かとご不便をおかけする点もあると思いますが、何とぞご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、議事に移りたいと思います。

これからの議事進行につきましては、中村会長にお願いしたいと思います。

中村会長、よろしくをお願いいたします。

3. 議 事

○中村会長 コロナ禍の中を集まっていたいただきまして、ありがとうございます。

5月の段階では、何とかオンラインでできないのかと事務局に相当詰め寄ったのですが、道庁ではやっておりませんということで、何を遅れたことを言っているのですかと言ったのですけれども、結局は書面の会議になってしまいました。今回もどうなるか分からなかったのですけれども、やっと徐々にできるようになってきたと思います。

大学もあまり変わらずにオンラインをさせられています。皆さんも多分不自由をされていると思うのですけれども、徐々に付き合い方が分かってきた感じがしております。

今日は、温泉の対策についてのお話と環境基本計画の骨子のようなものが出てまいります。親会の皆さんにご披露するのは初めてのことだと思いますので、議論していただければと思います。

それでは、時間が限られていますし、コロナウイルス対策で途中で休憩も取らなければいけないということですので、まず、議事(1)と(2)について議論させていただいて、その後、休憩を入れて報告事項に行きたいと思います。

それでは、議事(1) 答申ということで、倶知安町ひらふ地域の温泉資源保護対策について、高橋委員からご説明をお願いいたします。

○高橋委員 それでは、報告させていただきます。

昨年11月20日に開催されました令和元年度第3回北海道環境審議会におきまして、道から本審議会に諮問された倶知安町ひらふ地域の温泉資源保護対策について、その後、温泉部会で議論を継続いたしまして、このたび対策案がまとまりましたので、ご説明いたします。説明は資料1と資料2に基づいて行いますので、順次お願いします。

まず、資料1-1をご覧くださいと思います。

道の温泉資源保護対策の取組につきましては、「1 温泉資源保護対策について」に記

載のとおり、温泉法や北海道温泉保護対策要綱に基づきまして、温泉資源の保護に必要な対策が講じられてきているところですが、倶知安町ひらふ地域におきましては、近年、温泉開発が急速に進展していることなどから、当該地域を、北海道温泉保護対策要綱に基づき、温泉保護地域等に設定することや、対策の内容について温泉部会で議論いたしました。

本地域の温泉開発の現状につきましては、図1にお示ししておりますとおり、近年、温泉の掘削許可や動力許可の件数が増えておりまして、温泉のくみ上げ量も増加している状況でございます。これは、本地域でリゾート開発が進められ、宿泊施設や別荘の建設に伴う形で温泉開発が活発に行われてきたことが主たる要因となっております。

図2は、掘削していない源泉を含んだ現在の源泉の位置となります。図の左下に0.5キロメートルの縮尺を記載しておりますが、こちらで距離感を把握していただければと思います。

図の中心に源泉が密集していることがお分かりいただけるかと思えます。これらの源泉のうち、赤字で書かれている30番の源泉において、北海道と道立総合研究機構は、本地域の温泉資源の状況を把握するため、2016年から継続的に水位を観測しており、その観測結果を次のページに示しております。

図3になりますけれども、上下に赤い変動幅のあるグラフとなっております。これは、源泉が利用されているため、温泉のくみ上げポンプのオン・オフによって断続的にくみ上げられている状況を示すものであります。

具体的に言いますと、この図は左の軸が水位で下の軸が年月日ですが、くみ上げているときは水位が低下し、くみ上げていないときは水位が上昇するグラフとなっております。

また、オレンジの横棒で「2016年秋」などと記載されておりますけれども、この部分は温泉のくみ上げを行っていない期間で、水位が徐々に回復している部分となっております。

このように、この源泉は季節によって温泉を利用する期間と利用しない期間があるため、水位の上下動を繰り返しますが、それぞれの年の同じ時期の水位を比較してみますと、年々低下していることがお分かりいただけるかと思います。

なお、観光シーズンであります夏と冬に利用が行われているのがこの地域の特徴でありまして、ほかの施設でも同様の傾向となっております。

続きまして、図4をご覧いただきたいと思えます。

この地域の泉質は、主に塩化物・炭酸水素塩などを含む中性低張性温泉ですが、それを星印で示しております。図の右側に蒸発残留物の量を示す一覧表があります。蒸発残留物とは、温泉1キログラムに含まれる成分量を示すもので、これが多いものが濃度の高い温泉で、白い四角は蒸発残留物が少ない濃度の低い温泉ですが、この地域は大きくこの二つに大別されることが分かってまいりました。

続きまして、次のページの図5を見ていただきたいのですが、これは、温泉の主要成分の組合せや含有量を基にプロットしたトリリニアダイアグラムというのですが、これに

おきまして、先ほどお示した濃度の高い温泉が赤丸で囲った部分に集中しております。つまり、溶存成分の組合せ等が非常に類似している温泉がここにたくさん密集していることとなりますので、同じ帯水層からくみ上げられている温泉であることが強く示唆されます。

続きまして、図6をご覧ください。

道及び道立総合研究機構が水位観測を行っている源泉についてはほかにもありまして、それについての観測結果になります。

この図は、低濃度の源泉の水位変動の観測を示したものであります。

ナンバー30は、先ほどの図3と同じものですが、そのほかのナンバー51と57の源泉については、未利用の源泉でありますので、この水位変動を観測しました。水位変動の幅を持たない自然状態に近い水位となっています。

この三つの源泉は最大で650メートル離れているのですが、このグラフから三つの源泉の水位変動が連動していることが確認でき、これにより、それぞれの源泉同士が影響し合う関係にあることが推察されました。

次のページをご覧くださいと思います。

高濃度の源泉における水位連動につきまして、図7に基づいて説明してまいります。

上段に高濃度泉質の三つのグラフがございます。一番上のナンバー59の地点でくみ上げ試験を段階的に行って経時変化を見ているものですが、温泉をくむと、真ん中のグラフのように水位が変化します。ところが、約150メートル離れたナンバー65の源泉におきましても、青で塗色しているグラフの赤線のように、ナンバー59の水位と連動する形で水位の変化が認められています。

また、下段のグラフについてですけれども、紫色の線で示している高濃度の泉質ナンバー54という源泉は、2019年秋頃から利用を開始されているのですが、この水位は、約300メートル離れているナンバー65の青い線の動き方とほとんど一致しております。

まとめますと、上段で示しましたナンバー59と65の水位連動、下段で示しましたナンバー54と65の水位連動が確認されたことから、ナンバー59、65、54には、相互に影響があると結論することができました。

さらに、先ほどの図2に、ナンバー29、58の源泉があるのですが、この三つの源泉と同じく高濃度の源泉であり、溶存成分の組合せ等が非常に類似していることや源泉の距離が近いことも加味しますと、これら五つの高濃度の源泉はお互いに影響し合っている可能性が高いと考えられます。

続きまして、次のページの「6 適正な温泉採取量について」をご説明いたします。

これまで源泉水位の低下、源泉間の相互影響など、温泉に衰退現象が認められるというお話をしてまいりましたが、ここからは、今後、どのような対策を講ずるべきかという話に入っていきます。

一旦、図3に戻っていただけますでしょうか。

先ほど、ナンバー30の源泉については、年々水位が低下傾向にあるという説明をいたしました。ところが、グラフをもう少し細かく見ていただきますと、2018年、2019年を見比べますと一時的に水位が鈍化している傾向、つまり、あまり下がっていないことがうかがえます。温泉部会では、このナンバー30の源泉の付近に新たな温泉採取を始める事業者がこの間はいなかったため、温泉の採取量の増加が抑えられ、結果として、2018年と2019年について水位の低下が鈍化したと推察しました。

見方を変えますと、この期間は、地下の温泉資源の需給バランスが一定程度保たれていると考えることができまして、当時の温泉の利用状況からこの地域における適正な採取量を考えると、1平方キロメートル当たり毎分417リットルと算出されます。

現在、ナンバー30がある場所は未利用も含めて源泉が密集しており、既に1平方キロメートル当たり毎分417リットルを超過している状況が見受けられますが、これから温泉開発が行われる地域につきましては、まずは、この採取量を目安として対策に取り組むことが重要と考えております。

次に、「7 持続的な温泉利用を可能とするための必要な措置について」ですが、今後、講ずるべき対策を記載しております。

倶知安町の施策におきましては、ひらふ地域を開発許容エリアと位置づけ、宿泊施設等をこの場所に集約させることとしております。これまで、宿泊施設や別荘の建設に伴い温泉開発が行われてきたことを踏まえると、今後もそれらが建設される場所において温泉開発が進められるものと考えられます。

つまり、開発許容エリアとされた倶知安町ひらふ地域については、対策を講じなければ今後も温泉開発が進むことが予想されます。そのため、温泉資源を保護し持続的な利用ができるように、源泉数や1源泉当たりの揚湯量に制限を設けて対策を講じていくことが必要と考えております。

この地域の規模が比較的大きな宿泊施設で利用されている温泉は、毎分100リットル程度であり、その他多くの施設においても毎分100リットル以内の現状にあります。

また、この地域は、倶知安町の景観に関する規制等によって、極端に大きな施設を建設することができず、今後建設される地域においても既存の施設と同規模になることが想定されることから、1源泉当たり毎分100リットルの温泉の利用が確保されれば、この先も施設運営に支障なく、この温泉量がこの地域における1源泉当たりの採取量の目安になるものと考えられます。

先ほど、1平方キロメートル当たり毎分417リットルがこの地域の適正な温泉採取量とお示ししましたが、1源泉当たりの採取量を毎分100リットルとしますと、1平方キロメートル当たり4源泉程度が妥当な配置数となります。この源泉の配置数とするためには、少なくとも250メートルの源泉間の距離規制を設けることが必要となってまいります。

以上をまとめますと、今後も温泉開発が進められると考えられる地域に対しまして、北

海道温泉保護対策要綱に基づく温泉保護地域等を設定し、その中でも特に源泉が過密になっている一部地域については、既に揚湯量が適正な温泉採取量を上回っていることなどがあることから、原則として新たな掘削を認めない保護地域の設定が必要と考えております。

具体的な範囲は、図8にお示ししている赤っぽいエリアになります。

また、準保護地域として設定される緑色の場所におきましては、既存源泉から250メートル以内は、原則新たな掘削を認めない対策を講じることが必要と考えております。

さらに、揚湯量に関してですが、現在、この地域では浴用が主たる利用目的となっており、施設規模が制限されることによって、1源泉当たり毎分100リットル程度に抑えられる現状にあります。しかし、先ほど、図4でお示しましたように、高濃度の泉質は温度が高いことから、ここ最近では、温泉を浴用以外の熱源として利用したいという事業者が散見されております。その場合、揚湯量が大幅に増加することが想定されることから、今回の保護対策においては、揚湯量についても1源泉当たり毎分100リットル以内に制限しておくことが必要と考えております。

続きまして、資料1-2の北海道温泉保護対策要綱についてです。

第4の温泉保護地域等の設定の部分に、温泉保護及び準保護地域の記載がございます。資料を2枚めくっていただいて、別表1に、現在の保護地域と準保護地域の一覧がございます。現在、北海道には、12か所の保護地域と7か所の準保護地域が設定されております。

次のページの別表2には、保護地域と準保護地域の規制の内容が記載されております。

今回の答申では、倶知安町ひらふ地域をこの要綱の保護地域、準保護地域に加えること、1源泉当たりの揚湯量を制限すること、さらには、要綱の第5 対策措置の2の(2)にあります未利用源泉に対する措置を対策案として盛り込むことがよろしいかと考えております。

説明は以上です。

○中村会長 ありがとうございます。

丁寧に説明していただいて、データもきちんとあって、よく分かったと思います。

それでは、皆さんからご質問、ご意見をどうぞ。

○佐々木委員 前提として対策の必要性が非常に高いということですが、対策要綱を見させていただくと、目的として湧出量や温度の低下、成分の変化等々について幾つかの変数が挙げられていると思います。

まず、湧出量に着目した規制をするということで、それ自体は非常に有効な規制だと思っているので、それに反対するつもりは全くないのですけれども、疑問に思ったことが二つあります。

それは、対策要綱の中にある、例えば、湧出量や成分の変化、温度の低下もそうだと思うのですが、それらを定期的に調べる仕組みがないと規制がうまく働かないのではないかと考えています。そこに関しては、別のところで手当てされている理解でいいのかという

ことが一つ目の疑問です。

もう一つは、今回は、湧出量自体の制限と距離制限だと思うのですが、目的の中には温度の低下や成分の変化等々とあるのですが、それに着目した形の規制は、見た感じでは特になされていなさそうだと思います。それは今後の課題だと思うのですが、そういったところに関する議論状況はどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

○高橋委員 対策ですけれども、温泉の衰退現象は、基本的にある程度順番があって、いきなり水質が変わるというものではないので、基本的にホディブローのように徐々に効いてきます。それが急激にやられる場合は応答が早く、衰退がすぐに見られるのですが、この地域は基本的にそういう状況にはまだないと理解しています。

泉質を過去から現在までの分析値で検討していますけれども、明確に変化したところはまだありません。ところが、先ほど言いましたように、これからどんどん量が増えてくる可能性があるのです、そういうことは当然見ていかなければならないと思います。

現在、道では、保護地域と準保護地域について温泉モニタリング調査を監視業務として行っています。それは、現地の水位を定期的に測ったり、温度計をつけるなど、道の温泉業者の中で継続的にやっています。ですから、今回制定されると、道がこの地域の源泉について定期的に監視して、いろいろと見ていくことになります。

それから、量と温度については、先ほど言いましたように、観測できる井戸がたくさんあるわけではなく、温泉を監視するという意味では、協力してくれる源泉所有者はいるのですが、全く使っていない井戸があったり、使っていたとしても定期的に協力してくれるところがないため、詳細なデータがなかなか集められません。前は、皆さんに図3しかお示しできなかったのですが、今回は、この1年間で精力的に現地を回って歩きデータがそろったので、昨年と比べてデータがかなり増えました。

あの地域には高温と低温の二つのタイプの温泉があるのですが、双方に開発されており、双方ともに影響が出ていることが分かりましたので、これは規制しなければ駄目だと強く思いました。今回はそういったデータがそろったということで、量と距離の関係の規制をすべきだという結論に至ったということです。

ご指摘のとおり、温度や泉質が顕著になって規制がかかったというのは、国内でもそんなにたくさんの例はないと思います。後で影響が出て分かった例もあるのですが、事前にそういうことを防ぐために対策をすべきだということです。

○佐々木委員 そうすると、顕著になってしまったら手後れだと思うので、そうなる前にモニタリング等々で傾向をつかんで手を打つ段階的な対策という理解でよろしいでしょうか。

○高橋委員 はい。

○佐々木委員 よく分かりました。ありがとうございます。

○中村会長 ほかにいかがでしょうか。

事実確認をしますが、現状で揚湯量はどうなっているのですか。つまり100リットル

という規制はかかっていないのですか。それから、現在申請中のものがあると思うのですが、これが答申されたときにどんな形の措置になるのか、過去の揚湯量については過去の権利として引き継がれるのか、その辺の事実関係を教えてください。

○高橋委員 この要綱は規制がかかってからの申請に対してのものなので、例えば、150リットルの許可を既に持っている源泉所有者が100リットルに削減されることはありません。基本的に、規制がかかる前の150リットルの許可は生きます。

○中村会長 それは、ずっとですか。

○高橋委員 はい。

現在、この地域での利用量は、先ほどお示ししましたように、多くは50リットルとか70リットル、100リットルで、最近では140リットルの許可申請が上がってきています。今後は、熱利用のような話が出てくると量が非常に増えてしまうので、そういうことにならないようにということがあります。

現状としては、温泉を大量に採取できる場所ではないので、あの地域の利用に対して大きな規制にはならず、100リットルあれば今までどおりの形で施設が維持できるだろうと考えています。ただし、距離規制などでエリアを決めてやらなければ、数が増えれば揚湯量もそれだけ増えてしまっただけで、影響が必ず出てくるだろうと考えています。そのため、今回の量と距離の規制ということになります。

○中村会長 ほかにいかがでしょうか。

○鈴木委員 鈴木です。よろしくお願ひいたします。

北海道温泉保護対策要綱についてですが、これは許認可を出す際の判断基準として内部的に用いられている規範だと思います。つまり、条例や規則とは大分違う性質のものだと思うのですが、今後、保護地域を指定したり、さらに厳しい規制などを行う際に、こうした要綱に基づくのではなく、条例をきちんと作って地域指定をしたり、許認可を出していく方向は現在検討されているのでしょうか。

○事務局（斉藤食品衛生課長） 食品衛生課の斉藤でございます。

今回は要綱という形で規制しているのですが、温泉法は、何か温泉資源への影響を示す科学的根拠等がない限り、掘削等を許可する体形の法律となっております。

ただ、科学的根拠がないことを証明するのが非常に難しいところで、掘りたいという人たちの負担にできるだけならないよう要綱で基準を決めておきまして、その場所での掘削に関しては一律に駄目ですというように、厳しいものではなく、軟らかい状態で作っています。

この要綱に関しましては、たしか昭和53年に作ったもので、全国の多くの温泉保護地区でもこの形を作っている状況です。条例というニュアンスとしてかなり厳しくなりますので、そのようなものではない要綱を作って、部会などの中でいろいろなデータを基にして審議するなど、一つの判断基準にしています。

○鈴木委員 ありがとうございます。

全国的に見ますと、例えば九州など、北海道はたしか弟子屈町あたりで条例を作って地熱の保護や温泉の保護に取り組んでいると思うのですけれども、そういったものとの整合性は大丈夫でしょうか。

○高橋委員 今の委員がご指摘の件は地熱条例だと思います。それは、地熱開発について乱開発されないように、地熱を希望している事業者に対して自治体として縛りをかけているものです。

ですから、それは温泉法とはちょっと違って、地熱資源をむやみやたらと開発してはいけないという条例です。ですので、温泉法の立場から言うと、むしろ条例があったほうが地域の温泉保護の役に立つという考え方ができます。

ただ、今回の議論のように温泉法の中の条例というのと、先ほど事務局からありましたが、道の条例として制定するには相当の根拠が必要で、まず、科学的根拠を集めて、それらについて理由づけをするのは非常に難しいと理解しています。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○中村会長 分かったような、分からないような、条例として位置づけるには、個別の場所ならデータをある程度見つければ100という数字が出てくるでしょうけれども、全体として行き渡る数字ではないので、条例にするには難しいということで、今は要綱の形にしているという回答だったと思います。

今後も含めて、もうちょっと強い縛りが必要ではないかという意見があれば、この会議の中で言っていただければと思います。今日は、ひとまず、ひらふについての議題を定めたいので、その点についてお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○中村会長 それでは、ひらふの件については、全体を通して、この審議会として部会の報告で答申したいと思うのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○中村会長 それでは、そのようにお願いいたします。

この後、事務局で作業をいただいて、後ほど答申案が回ってくると思いますので、ひとまずお待ちください。

続きまして、議事の二つ目の北海道環境基本計画(第3次計画)の策定について審議していただきたいと思います。

この審議会の下に企画部会を立ち上げて両輪で議論していく形になっているのですけれども、企画部会の部会長を愛甲委員に務めていただいておりますので、まず、愛甲委員から企画部会の審議状況について、概要説明をお願いいたします。

○愛甲委員 愛甲です。よろしくお願いいたします。

環境基本計画(第3次計画)については企画部会で審議をしておりますので、資料2-1にこれまでの検討の経過を書いております。

2019年5月からこちらの審議会で様々なご意見をいただき、企画部会を2019年12月、1月、5月と前回の7月にオンラインで開催し、審議をしてまいりました。計画の基本的な方向性や北海道を取り巻く環境・経済・社会の状況、次期計画の長期目標の論点など、いろいろと議論を行ってきたところです。そして、前回の企画部会で環境基本計画（第3次計画）の原案が事務局から示されまして、その内容について審議を行ったところです。

今回の審議会は、お手元にお配りしております第3次計画の原案ですが、企画部会で議論したときに出てきたご指摘などの修正を加えたものもありますので、それについても皆様からご意見をいただきたいと思っております。

まず、資料について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（木内環境政策課主幹） 事務局の環境政策課企画調整係の木内と申します。よろしくをお願いいたします。

環境基本計画（第3次計画）につきまして、事務局から説明させていただきたいと思っております。

まず、資料2-1、「北海道環境基本計画の策定について」でございますが、こちらにつきましては、これまでの審議会及び企画部会でご審議いただいております経過について取りまとめたものとなっております。

昨年度までは、主に計画策定に向けた論点についてご審議いただいておりますが、今年度に入りまして、1ページ目の（6）企画部会③において、計画の骨子案についてご審議いただいております。さらに、（7）企画部会④において、計画の骨子案に基づき策定しました計画の原案を事務局からお示しし、計画の本文についてご審議いただいている状況でございます。

本日は、この計画原案について、前回の企画部会でいただいたご意見を反映する形で整理したものを資料2-3として準備しておりますので、後ほど、その内容についてご説明させていただきたいと思っております。

資料2-1のページをめくりまして、2ページ目から3ページ目までの「2 策定のポイント」についてです。

こちらは、これまでも審議会で資料としてお示ししている現行計画からの変更点とその変更理由をまとめたものとなっております。

次に、3ページ目の「3 今後のスケジュール」でございます。

本日ご審議をいただいた後に、9月に開催を予定している企画部会を経て、10月に計画案についての答申を審議会からいただきます。そして、11月からパブリックコメントを実施して、道民からのご意見を反映した後に、来年1月に予定している親会に報告し、最終的に来年3月をめどに計画策定というスケジュール感で作業を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、資料2-2に進めさせていただきます。

北海道環境基本計画（第3次計画）（原案）の概要についてでございます。

内容につきましては、後ほど資料2-3の計画（原案）で詳細を説明いたしますが、SDGsの考え方やパリ協定といった世界的な動向について、総論の「1 計画の基本的事項」に盛り込みたいと考えております。また、前段の第1章の総論の「2 北海道を取り巻く社会経済や環境等の状況」、また、これまでの審議会でご意見をいただいていた人口減少に伴う野生動物との新たなあつれきといった課題、気候変動絡みの視点が重要であるというご意見踏まえて、「3 課題認識」として項目を新たに設けて記載しております。

また、「4 将来像（長期目標）の（1）将来像」につきましては、見据える時期を今年度後半のいつ頃を想定しているのかといったこれまでのご議論を踏まえて、概ね2060年頃を見据える将来像として環境と共生を基調とし、環境負荷を最小限に抑えた持続可能な北海道としてお示ししております。

ページをめくっていただきまして、2ページ目の「第2章 施策の展開」におきましては、環境・経済・社会の統合的向上に向けた考え方といたしまして、地域循環共生圏の概念を盛り込んだほか、経済システムのグリーン化や人材の育成など、分野横断の取組について新たな記載項目を追加し、これまでご議論いただきました計画策定に向けた論点を反映する形で計画を組み立てております。

続きまして、資料2-3、「北海道環境基本計画（第3次計画）の原案」をご覧くださいと思います。

こちらがいよいよ計画の本文となりますが、現行計画からの変更部分につきましてアンダーラインを引いている状況になっております。

冒頭から順に計画原案について概略を説明させていただきます。

まず、本文の中身をめぐっていただきまして、1ページ目の第1章の総論の「1 計画の基本的事項の（1）計画の位置づけ・性格について」でございます。

本計画は、北海道環境基本条例に基づき策定する環境の保全及び創造に関する長期的な目標や施策の基本的事項を明らかにするものであることに加えて、SDGsやパリ協定といった国際情勢を踏まえつつ、経済・社会・環境の3側面の調和を意識しながら、気候変動への対処や脱炭素社会の実現に向けた取組を推進することの重要性について触れている状況でございます。

同じく、1ページ目から2ページ目にかけての（2）計画の期間についてでございますが、こちらは、これまでもご説明させていただいておりますとおり、令和3年からの概ね10年間の計画としております。

次に、2ページ目の（3）計画の構成でございますが、長期目標として見据える時期を21世紀後半としておりますが、21世紀後半のどのあたりを見据えるのかというこれまでのご議論を踏まえて、概ね2060年頃を見据えるということに記載させていただいております。

図1-1につきましては、計画の構成について、現行計画からの変更箇所にアンダーラ

インを引いておりますが、第1章に環境を取り巻く課題認識を新たに追記したこと、第2章の施策の展開の冒頭に、環境・経済、社会の統合的向上の考え方や地域循環共生圏について新たに記載するとともに、環境以外の分野にまたがる分野横断の取組を記載した上で、分野別の施策の展開を記載していく構成にしております。

次に、2ページ目から3ページ目にかけての(4)各主体の役割等につきましては、主に持続可能な社会を実現することを各主体の役割として強調するとともに、人材の育成やICTの活用といった分野横断的な取組についても新たに記載しております。

次に、4ページ目の(5)計画が対象とする環境施策の範囲につきましては、現状に即した形で所要の整理を行うとともに、平成20年に開催された北海道洞爺湖サミットを機に発信しております「北海道環境宣言」の記載場所を、違う場所からこちらにずらしている状況でございます。

次に、5ページ目から6ページ目にかけての「2 北海道を取り巻く社会経済や環境等の状況の(1)社会経済の状況」におきましては、本道の人口の状況や、胆振東部地震の発生、新型コロナウイルス感染症による経済への影響、大雨など災害の多発、ICTの活用など、近年の状況を踏まえて記載しております。

次に、6ページ目から7ページ目にかけての(2)環境の状況につきましては、主に気候変動による影響や自然環境について、所要の修正を行っております。

続きまして、7ページ目から9ページ目にかけての(3)道民の意識につきましては、昨年度行っております最新のアンケート結果を基に、内容を時点修正しております。

次に、10ページ目の「3 課題認識」についてでございますが、こちらの記載は、今回、全く新しく付け加えた部分でございます。人口減少や公共交通網の縮小といった社会問題や気候変動の緩和と適応策、野生動物とのあつれきや海洋プラスチックごみ問題、再生可能エネルギーの導入が進む中で、バードストライクや景観への影響が新たな課題として生じていることなど、環境を取り巻く諸課題について現状を整理し、記載しております。

次に、11ページ目の将来像についてでございますが、今年の3月に、道として温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すことを宣言したことや、これまで以上に地球環境に負荷をかけない将来像を目指しまして、「循環と共生を基調とし、環境負荷を最小限に抑えた持続可能な北海道」ということで記載しております。

同じく、11ページ目から13ページ目にかけて、四角い囲みの中に将来像のイメージを記載しています。この部分につきましては、この後、第2章でお示しする地域から取り組む地球環境の保全、北海道らしい循環型社会の形成など、五つの分野別施策がございまして分野ごとに将来像を記載しております。

特に、地域から取り組む地球環境の保全の部分につきましては、二酸化炭素排出量が実質ゼロになっているという将来像を描いている状況でございます。

なお、第2章の分野別施策に記載するめざす姿と整合性を図るようにしていることもあり、こちらの部分の記載のボリュームが現行計画と比較して大幅に増加している状況でござ

ざいます。

次に、13ページ目から16ページにかけての(2)将来像の視点でございますが、これまでの「自然と共生する」「健全な物質循環を確保する」「持続可能な生活をめざす」「環境に配慮した地域づくりを進める」「環境と経済・社会の良好な関係をつくる」といった視点を維持しつつ、今回、新たに13ページに「良好な地域環境の確保」といった視点や現在は記載内容をまだ検討中の状況でございますが、16ページに、温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すことに基づいた新たな視点を追加する予定で、現在作業を進めているところでございます。

ページを戻して、14ページ目から15ページ目にかけてでございますが、持続可能な生活をめざすという視点と環境に配慮した地域づくりを進めるという視点の中に、地域循環共生圏の概念を盛り込んだことに加えて、15ページ目の環境と経済の良好な関係をつくるという視点については、環境・経済・社会を統合的に向上させる必要性について記載しております。

続きまして、第2章の施策の展開以降のポイントについてご説明いたします。

まず、17ページ目から19ページ目にかけてでございますが、こちらは、第2章の構成や施策の体系と個別計画・関連計画の関係、また、新計画におきましても補足データ等を活用する指標群を用いて、引き続き施策の進捗状況の把握を行っていくことについて記載しております。

次に、20ページ目の「1 環境・経済・社会の統合的向上に向けた考え方」におきまして、施策の推進に当たっては、SDGsの考え方も踏まえ、環境・経済・社会の統合的向上の具体化を進めることや地域循環共生圏の創造による持続可能な地域づくりなどについて記載している状況でございます。

同じく20ページ目の「2 分野横断の取組」におきましては、環境・経済・社会が相互に関連する中、環境における課題解決のみならず、関連する複数の課題も統合的に解決していくことが求められていることから、ESG投資など、経済システムのグリーン化や環境・経済・社会の関係性を理解する人材の育成、ICTの活用、新型コロナウイルス感染症の流行を契機とした新しいライフスタイルの導入といった事項などを分野を横断する取組として記載しております。

次に、21ページ目の「3 分野別の施策の展開」につきましても、まず、冒頭で、従前の基本計画では重点的に取り組む事項として、優先度が高いと考えられる取組を再構築する形で記載しておりましたが、本文内の道の施策として記載している箇所に直接重点マークを付す形としたこと、また、個別計画に基づく施策の推進に当たりましては、SDGsの考え方も踏まえて、環境・経済・社会を統合的に向上させていくことが必要なことから、SDGsの目標と各分野の関係が分かるように、各分野に関連性の高い主なゴールを掲載しております。

その上で、22ページからの(1)地域から取り組む地球環境の保全におきましては、

第1章の将来像に記載したものと同様の記載内容をめざす姿として再掲するとともに、地球温暖化やその他の地球環境保全に関する現状と課題につきまして、水素社会の実現や気候変動への適応に関する記載を追加するなど、現状を基に再整理している状況でございます。

また、施策の基本的な方向性や指標群、各主体の取組方向、道の施策など、記載内容は今後も続いていきますが、こちらにつきましても現状を基に再整理をしております。

なお、26ページ中段の各主体の取組方向という部分でございますが、こちらに検討中と記載している箇所につきましては、関連する個別計画が別にあること、こちらの個別計画の見直しを並行して行っている状況でございます。今後は、そちらとの整合を図るために記載内容を変更する可能性があるということで、ご了承いただきたいと思っております。

以降、59ページまでにつきましては、分野別施策である北海道らしい循環型社会の形成、自然との共生を基本とした環境の保全と創造、安全・安心な地域環境の確保、共通的・基盤的な施策について記載しております。これらにつきましても同様に、第1章の将来像に記載した内容をめざす姿として再掲させていただくとともに、現状と課題について近年の状況を踏まえ再整理をしております。

それらの現状と課題を踏まえる形で、施策の基本的な方向性、あるいは指標群、各主体の取組方向、道の施策といった形で整理を行っております。

なお、60ページでございますが、参考といたしまして、各分野の施策と関連性の高い主要なSDGsのゴールを一覧として掲載しております。

最後に61ページから62ページにかけての「第3章 計画の推進」につきましては、従前どおり道民の意見を施策に反映するとともに、庁内会議の活用や事業者団体等で構成する環境道民会議との連携により環境施策に取り組むこと、計画の進行管理におきましては、PDCAサイクルの考えに基づき、点検・評価・見直しを図っていくことについて記載しております。

なお、63ページ目以降につきましては、用語解説等になりますので、説明を省略させていただきます。

資料2-3については以上となります。

続きまして、資料2-4についてでございますが、こちらは先に開催した企画部会において、委員の皆様からいただいた計画の原案についての意見の内容を取りまとめたものとなっております。

個々のご意見の内容についての説明は割愛させていただきますが、いただいたご意見を反映した形で、先ほど説明しました資料2-3という形で整理させていただいております。

事務からの説明は以上となります。

○中村会長 ありがとうございます。

それでは、今日、資料を見られた方は全体を把握するのは難しいと思うのですが、これからいただく意見については、もう一度企画部会に返して、また議論していただくの

で、まず、気づいた点や課題的なものがあればそれを発言していただければと思います。

ご質問、ご意見などどちらでも結構ですので、いかがでしょうか。

○藤井副会長 副会長の藤井です。

企画部会のメンバーとしてこういうことを聞くのはおかしいのですけれども、2060年をターゲットイヤーしたのは、どうしてでしたか。長期というときに2050年ではなく、2060年にした理由は何かありましたか。

○事務局（木内環境政策課主幹） 2060年ですけれども、まず、パリ協定などを目指しているところが2050年にあります。そこから遠く離れていないところを目指す形で設定してはいかがかというご意見などがあり、2060年頃でどうでしょうかというご議論を踏まえて、こういう形に整理させていただいております。

○藤井副会長 私は、そのところは欠席したのだと思います。

2060年になると人口のデータなどがないこともあり、不確実性が上がりますので、それを踏まえた設定であれば異論はないのですけれども、第1章は長期にわたるもので、第2章のSDGsは2030年の話なので、その設定をパブリックコメントの前によく分かるようにしておくことが大事だと思いました。

○中村会長 それでは、ほかにいかがですか。

○児矢野委員 児矢野です。

私は資料を初めて拝見したので、内容をよく分かっていないのですが、二つ質問がありまして、一つは、今、藤井副会長が仰ったこととちょっと関係するのですけれども、2060年に設定した意味がどこら辺に効いているのかということです。

例えば、2060年を一つの目標とする場合、その年にどういう社会があるかということ想定した上でこうあるべきだという話になるということでしょうか。2060年に設定した意味が、今、ざっと伺ったところだと分かりにくいので、そのあたりをご説明いただけるとありがたいのが一点です。

もう一点は、全体の施策の体系のところですが、17ページに、施策体系と個別計画・関連計画等とありまして、施策体系の話なので、ここで質問するようなことではないかもしれないのですけれども、海の話が結構あちこちに出てくるのです。

例えば、海洋プラスチック汚染では漂着物を減らすとか、25ページに、「深刻な海洋汚染は生じておりません」とあったり、「海洋プラスチック問題を一つ重点的に考えます」ともあります。SDGsの中にも海洋の話が入ってきていて、例えば、29ページを拝見すると14番に海の話が入っているのです。

他方で、施策体系を拝見しているのですが、海の話はどこに入ってくるのですか。横断的に入ってくるという意味なのですか。

例えば、6ページを拝見すると環境の状況というところがありまして、大気環境や水環境のことが書いてありますが、この水は表層水などで、いわゆる淡水を指しているようです。そのほかに、騒音、廃棄物、地球環境などがあるのですが、地球環境はほとんどが温

暖化と自然の話です。あるいは自然環境の中の生態系のところに海の話が入ってくるのか、全体的に海の話がちょこちょこ出てくるのですけれども、施策体系の中に海の話が入っていないので、北海道の施策体系の中に海洋の話がどういうふうに位置づけられているのかが分かりにくいのです。

17ページの施策体系を初めて見たのですが、例えば、(オ)のあたりに海洋の話が追加で入ってくるのか、または施策体系の中のその他のところに海洋の話が入ってくるのかと不勉強ながら考えたのですけれども、ちょっと分かりにくいのです。そのあたりについて、どういう前提でこの基本計画の策定について考えておられるかということをお伺いしたいと思います。

北海道は実質的に島で、海の自然、海の資源が非常に重要で、まさに海洋プラスチックごみの話は、最近国際的に非常に議論になっているところでもありますので、その辺りについてご教示いただければと思います。

○中村会長 ありがとうございます。

事務局からお願いします。

○事務局(木内環境政策課主幹) まず、2060年頃をターゲットとしていることがいまいち理解しづらいというお話についてです。

先ほどの繰り返しになってしまいますが、パリ協定、あるいは北海道が宣言したゼロ宣言で目指しているのは2050年ということがまず一つございます。その2050年に目指す世界、いわゆる二酸化炭素排出量ゼロの世界が2050年に達成されるとしたら、その先の遠くない未来にどういう世界があるかという視点で将来像を描いている設計にしております。

そこで、なぜ2060年というように、根拠立てて2060年の理屈を立てたわけではないのですけれども、2050年からそう遠くない将来ということで2060年頃を目指す形で設定させていただきました。

二つ目の海洋の部分の計画がどう位置づけられているのかが不明確というところですが、31ページをご覧くださいなのですが、上から二つ目の丸の海洋プラスチックごみによる地球規模での汚染という部分に記載させていただいております。

これに基づき、先ほどの17ページと18ページの施策の展開のどこに当たるのかという部分でございますが、海洋プラスチックごみという視点でいきますと、例えば、18ページの一番上の(2)北海道らしい循環型社会の形成の部分に関係してきます。あるいは、1ページ戻っていただきまして、17ページの一番下の右側の海洋漂着物対策推進計画の辺りで海洋プラスチックごみが施策の体系に該当する形になると考えております。

○中村会長 2060年問題については、正直言いますと2050年でも2060年でも科学的根拠のようなものはあまりないと思うのですが、委員の皆さんにとっては、例えば、2050年ではなぜ駄目なのだとか、なぜそろえないのだとか、さらに、なぜその10年先を見なければいけないという端的な理由がいま一つよく分からないのです。

ですから、普通に考えて、パリ協定と同じ時期に目指してもいいのではないですか。さらに、ゼロエミッションになったら、そこからバックキャストして本当に何をやらなければいけないかということが示されるとすごくいいと思います。しかし、この会議の一番の弱さとして、下から上がってきたものをホチキスで留めて、合計的な議論をしてしまうので、実際に本当にできるのかという不安を持つわけです。

本当ならば、ゼロを考えたときに、どの部局のどの部門がどんなことをやらなければいけないかということを書きたくてほしいのですけれども、書けないですね。そうすると、2050年でも2060年でも僕はあまり変わらないという感じがします。ですから、意見として2050年ではなぜ駄目で、10年先をなぜ見ているのかがいま一つよく分からないという感じがしました。

それから、海洋の問題については、今、ところどころにあることは確認できたのですけれども、ひとまず、最初の問題のところも含めてうまくつながっているのかどうかということはこの時間で全て見ることは難しいので、確認していただければと思います。

○児矢野委員 二つ目の海洋の話ですけれども、私の質問は、海洋の話は入っていますが、海洋の話が施策の体系のどこにあるのかが分からないということです。

ご指摘のように、プラスチックごみの話は入っていますし、海洋汚染もあまり深刻ではないということも書いてありますが、17ページの施策体系の右側には、個別の計画の話は入っているけれども、左に海洋の話がないので、どこに入るのだろうかと思うのです。右下の海洋漂着推進計画は、施策体系の「その他の地球環境保全対策の推進」のところにあるので、そこに入るという分類というか、位置づけになるという理解でしょうか。

海洋についてはプラスチックごみの話しか載っていない気がして、非常に個別的で断片的ですが、それは北海道の環境施策のやり方、体系であるということですか。

海洋保全を全体として捉えるというより、特に個別に一種ごとのアプローチでいっているということであれば、それは一つの在り方なので分かるのですが、ほかの分野がかなり包括的にもかかわらず、海洋だけが非常に個別的なので、そのところを施策体系としてどういうふうに考えていらっしゃるのか。

これは、ある種前提となる話かもしれないのですけれども、私はその位置づけをよく理解していないので、教えていただければありがたいという質問です。

○中村会長 とりあえず、そこまでの整理はまだできていなくて、少なくとも生態系で分類する形にはなっていないのです。例えば、河川であったり、森林であったり、農地であったりという形にはなっていません。ですから、どうやって体系化していくかということについてはいろいろな意見があって、プラスチックごみだけではなく、海洋の生物については希少種の保全などのところで議論されていく話になっていると思うのです。全体を通して読みやすいかどうかはよく分からないのですが、今ここで海洋だけに注目して進めていくのはつらいものがあります。今のご意見の趣旨はよく分かったので、骨組みとして海洋の問題をどうやって分かりやすく全体の計画の中に入れるかということをお題として、

愛甲委員に検討していただくことになると思います。

○藤井副会長 私は海洋が専門になっているのですが、間違えていたら愛甲委員と事務局に指摘していただきたいと思います。

SDGsの14は、非常に大ざっぱに言うと三つの 이슈で、海洋酸性化、持続可能な漁業、海洋プラスチックです。プラスチックは、もともとは陸で作ったものが海に流れるということで、起源は陸です。海洋酸性化に対しては、その対策は二酸化炭素を減らすことなので、書いてはあります。ただ、対策としての緩和策は陸でやりますが、適応策はまた違う話になります。それから、持続可能な漁業に関しては、地球温暖化部会でも昔から議論されていましたが、漁業と関係するので、この部会では扱いにくいテーマだと思うのです。例えば、サケなどは生態系だと思うのですが、枠組みとしてはこの部会の別のところで議論されているのが私の理解ですが、それでよろしいでしょうか。

○愛甲委員 今、私もそうだろうと思いながら伺っていました。

私が言うのも変ですけども、前回の第2次の計画を見ても施策の体系のところは変更していないので、ほとんど同じです。ですから、海洋に関してはもともと施策の体系の中に位置づけられていないのです。

右側の個別計画・主な関連計画等は、あるものを拾い上げていると言うと変ですけども、そういう構造になっています。ですので、その部分の個別計画を掌握していないのか、ほかのところで議論されており、北海道として持っているのか持っていないのかという関連性がはっきり整理できていないところだと思うのです。

事務局ともう一回確認して整理をしますけれども、施策体系として、基本計画の中に位置づけたほうがいいのか、そうではないのかということは事務局で検討していただくことにしたいと思います。

○児矢野委員 どうするべきかというより、どういうふうに位置づけられているかということをお聞きしたかったのですが、今のご説明でよく分かりました。また、海洋プラスチックごみをSDGsのところでちゃんとやっているということも藤井副部会長の話でよく分かりました。

例えば、6ページに海洋プラスチックなどを入れるのであれば、大気循環、水環境、騒音などがあるので、例えば、ここに丸を一つ加えて海洋の話を入れると整合性が少し出てくると思いました。

それから、北海道は広く人口密度も低いので、個人的にあまり問題ではないかもしれませんが、沿岸の海洋汚染の話や生態系の話なども本当はあるといいと思いました。そこら辺は、キャパの問題もあるし、施策体系の問題もありますので、今の段階で私としてどうしてほしいという意向は特にありません。

○中村会長 ほかにいかがでしょうか。

○武野委員 消費者協会でございます。

消費者、生活者の視点でお聞きしたいのですが、8ページに道民意識調査があり、環境

に対する意識の希薄化がやや進んでいるということです。その一方で、26ページにある道民の取組ですが、色が変わっていないところを見ると前の計画がそのままになっているのか、心がけますということで列記されています。

心がけるという行動については分かるのですが、実際の意識や行動の面でつながっていない、あるいは弱いので、それをどうするのかということでしょう。私はよく我がこと化と呼んでいますが、この我がこと化を進める具体的なやり方を盛り込んでおいたほうがいいのではないかと思います。学校教育でも、いろいろな場での啓発でもいいのですが、どうやるということが欲しい気がします。

ささいなことですが、21ページの上に新型コロナウイルスの関わりについて、「人との交わりを低減する自転車通勤等」という言葉は不適切な気がします。強いて言うなら「人との不用意な接触」という程度ではないでしょうか。

○中村会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

ちょっと気になったのは、本省からのつながりで、地域循環共生圏が随分と使われているのですが、実態がはっきり言ってよく分かりません。例えば、20ページの上から二つ目の丸に、環境・経済・社会を統合的に具体化するのが地域循環共生圏だと書いているのですが、内容が分からないのです。ということは、結局、何も実施できないのではないのかという気がしてしょうがないのです。この言葉が便利に使われて、みんな出口のように勝手に想像するのですけれども、どこかに描いてあった絵でしかないわけです。

環境省にも言っているのですけれども、15ページの上の概念図は浅いというか、薄いというか、これでは何も進まないという感じがします。地域循環共生圏というものをもうちょっと生かすならば、具体的にみんながイメージできるように、こういう形で向かっていけばいいのかというものがあつたほうがいいと思います。

何でもいからそこに吸収させてしまえということが明らかで、結局、訳が分からなくなって、何を行動したらいいのかみんなに見えないというのは、僕は問題だと思います。これは国のレベルでも問題だと思っているのですけれども、それがそこら中に入っています。

その点については不満で、これを出口にすると言うならば、もうちょっと具体化できる内容にしていただきたいと思います。北海道における地域循環共生圏とは一体どんなものなのだということが、読者もしくは一般の道民に対して分からないとあまり意味がないので、そこが気になりました。

ほかにいかがでしょうか。

○児矢野委員 ちょっと不勉強なので、的が外れているかもしれないのですが、先ほど、武野委員が仰っていた環境に関する教育や社会における環境、それから、環境情報へのアクセスや住民の参加などのエレメントは、一般的に環境基本計画に入れるべきというよりは、あまり入れないことになっている理解でいいのですか。

○中村会長 聞き逃したのですが、環境情報に対するアクセス数などの話ですか。

○児矢野委員 環境教育がまず一個です。もう一つは……

○中村会長 環境教育に関しての内容がここに入っていないということですか。

○児矢野委員 はい。最近は社会面のことがよく言われているのですが、そういうことが本当によく分からないのです。

それから、例えば、住民の参加や環境情報へのアクセスなどは国際的にも非常に議論されているのですが、その辺のことはこの射程にあまり入っていないという理解でいいのですか。そもそも入れるようなものではないという話ですか。

○中村会長 評価の指標としては使っている気がするのです。

○事務局（木内環境政策課主幹） 環境教育につきましてはこちらの計画にも含まれておりまして、52ページから書かれています。施策としては56ページで、体系図の中の個別計画・主な関連関係等のところをご覧いただきたいのですが、そこに教育の推進計画が含まれております。

○児矢野委員 今、仰ったのはどこですか。52ページと53ページはよく分かりましたけれども、施策というのは何ページですか。

○事務局（木内環境政策課主幹） 56ページです。その真ん中のあたりに施策体系と個別計画を整理した図がございまして、右側の個別計画の中段より少し上に教育の推進計画が含まれております。

○児矢野委員 分かりました。

情報への住民参加などもそこら辺に入っているのですか。

○事務局（木内環境政策課主幹） 住民参加等も随所に含まれております。例えば、57ページの中段あたりに、（イ）の民間団体等の自発的な環境保全活動の促進・協働取組の推進という形で住民の参加等も書いておりますし、ここ以外にも記載されております。

○中村会長 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○中村会長 それでは、愛甲委員には申し訳ありませんけれども、今日の意見を踏まえて、引き続き、企画部会で……

○愛甲委員 前計画の手直しでやっているのですが、全体的に分かりにくくなっているところと踏襲している部分があり、本当は抜本的にいろいろと大きく変えなければいけないところがあると思います。しかし、環境基本計画として書かなければいけないことと、国の計画との関係があり、特に、先ほどあった地域循環共生圏については、正直、北海道でそれをどう展開するかということは部会の中でも時間を十分に取って議論できていないので、また別の場が必要かもしれません。少なくとも、北海道内には実際にモデルとして取り組んでいらっしゃるところがあるので、事例を挙げる形にして、少しでも分かりやすく概念が伝わる記述をしていただくようお願いしようと思います。

それから、今、児矢野委員のご指摘で気づいたのですけれども、各施策がばらばらに書

いてあって分かりにくいのです。そもそも目次全部がぎゅっとなっていて、大きな項目でしか書いていないので、個別の施策を少しでも検索しやすい文書になるようにしたほうが良いと思いました。

その辺も含めて、引き続き、部会で議論させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○中村会長 ありがとうございます。

それでは、二つの議題を終えたところで、5分間の換気時間を取りたいと思います。よろしくをお願いします。

[休 憩]

○中村会長 それでは、再開したいと思います。

4. 報 告

○中村会長 まず、(1)から(3)まで報告していただくのですけれども、これらの議題は、運営要綱によって自然環境部会の決議をもって本会議の決議とされた指定事項です。

これは全て自然部会の話ですので、愛甲委員からお願いいたします。

○愛甲委員 それでは、3件の報告事項について、自然環境部会部会長の愛甲から報告させていただきます。

7月28日に部会に諮問があり、審議した結果、エゾシカの可猟区域及び期間など3件について原案が適当である旨の答申を行いましたので、その概要について報告をさせていただきます。

1件目は、令和2年度(2020年度)エゾシカの可猟区域及び期間等についてです。

資料3をご覧ください。

狩猟期間については、鳥獣保護管理法に基づき国が定めておりますが、著しく数が増えた鳥獣などについては、都府県知事が第二種特定鳥獣管理計画を策定し、狩猟期間の延長などを行うことができることになっております。その際は審議会の意見を聞くこととなっております。

本道では、エゾシカについて第二種特定鳥獣管理計画を策定し、今年度の可猟区域と期間、捕獲数の制限について諮問されたものです。

資料3の3ページをご覧ください。

エゾシカの生息数についてでございます。

毎年、各調査から得られた結果について、基準年の値を100として基準化し、生息動向を相対値で表した個体数指数という概念でエゾシカの生息数の推定を行っております。

3ページに東部、4ページに西部、5ページに南部地域というように区域ごとに分けて書いてありますが、オホーツク、十勝、釧路などの東部地域では、平成23年に過去最高

となりましたが、その後は減少している推定がされております。

次に、4ページの石狩、空知などの西部地域ですが、ここも平成23年頃に最大になったと推定されまして、それ以降は減少したものの、平成27年くらいから少し増加の傾向にあると推定されています。

次に、5ページのグラフをご覧ください。

これは南部地域の渡島、檜山、後志管内ですが、ここについては増加が継続していると推定されています。

このような生息状況を踏まえて、エゾシカの可猟区域及び期間などについて審議をしております。

6ページをご覧ください。

これは可猟期間、区域を定めたもので、A区域について、国で10月1日から翌年1月31日と定めていますが、本道では、昨年度と同様に10月1日から翌年3月31日までの182日間を基本としています。それ以外に、農耕地等における事故防止等の観点から規制が必要な区域をB、C、D、Eと細かく分けて期間設定をしております。

本年度は、隣接市町村の期間設定に合わせて期間を変更した町として、弟子屈、中標津、羅臼の3町がありました。

猟区である西興部村と占冠村については、法律上の最長限度である9月15日から4月15日までの期間、この図の中で白抜きになっているところですが、雌鹿の優先的な捕獲を推進するため、12月1日以降の猟銃による雄鹿の捕獲頭数は1人1日当たり1頭に制限することとしています。また、希少猛禽類の繁殖への影響の軽減のため、猟銃の自粛区域における自粛期間を設けておりまして、1か月程度延長する見直しなどの提案もありました。

これらの提案内容について部会で審議を行った結果、原案どおり設定することが適当と判断して、その旨を答申しております。

続きまして、2件目です。

資料の4-1をご覧ください。

道指定鳥獣保護区の指定及び特別保護地区の再指定についてです。

鳥獣保護区は鳥獣保護管理法に基づき、鳥獣の保護を図るため、必要があると認める区域として20年以内の期間を定めて指定するもので、そのうち、特に必要がある区域を特別保護地区として指定することができることになっています。鳥獣保護区を新たに指定する場合も、期間を延長する再指定の場合も審議会の意見を聞くこととされています。

資料4-1の下のほうに書いてありますが、今回は、新規指定として、釧路市のキナシベツ湿原鳥獣保護区と長沼町の舞鶴遊水池鳥獣保護区を新規指定します。また、特別保護地区の再指定として、濁川鳥獣保護区特別保護地区（森町）、花岡鳥獣保護区特別保護地区（長万部町）、女満別鳥獣保護区特別保護地区（大空町）、根室丹根沼水源地鳥獣保護区特別保護地区（根室市）の期間を延長するという件について諮問されたものです。

資料の4-2には、それら各鳥獣保護区の指定の計画書がまとめてとじてありますので、順番にご覧ください。

キナシバツ湿原鳥獣保護区は、太平洋に面する海岸砂丘と低層湿原に隣接し、66ヘクタールの草地ではトラスト活動などが行われており、オジロワシが飛来し、タンチョウが採餌で利用するなど、希少鳥獣の生息地となっている場所です。

舞鶴遊水地の鳥獣保護区は、千歳川流域の治水対策として供用が開始されており、最近ではニュース等で多く報道されているのですが、タンチョウの生息地を目指す取組が行われ、最近では2年続けてタンチョウが越冬地として利用しています。今後も安定的な利用が見込まれる状況にあることから、遊水地全体の207ヘクタールを新たに鳥獣保護区として指定するものです。

それから、特別保護地区の再指定について、濁川と花岡については、渡島半島の噴火湾から内陸に入った急峻な山地に位置している良好な天然林が維持されていること、それから、女満別鳥獣保護区は、網走湖畔に沿って広がっている天然記念物女満別湿性植物群落地を中心とした天然林であり、アオサギの集団繁殖地となっていること、それから、根室丹根沼水源地鳥獣保護区は、カモ類が多数飛来する集団渡来地になっていることなどから、良好な環境が保たれており、特別保護地区として引き続き指定するものです。

当国会では、鳥獣保護区の資質について現地調査などを行うなど、慎重に審議を行った結果、原案どおり新規指定と特別保護地区の延長、再指定について適当と判断し、その旨、答申をしております。

鳥獣保護区の指定及び特別保護地区の再指定の告示は、道において環境大臣への届出を経て9月中に行われる予定ということです。

次に、3件目です。

資料5-1をご覧ください。

道立自然公園野幌森林公園の公園区域及び公園計画の一部変更についてです。

道立自然公園の区域や公園計画を変更する際には、北海道道立自然公園条例に基づき審議会の意見を聞かなければならないことになっております。

野幌森林公園は、北海道百年記念事業の一つとして昭和43年5月に道立自然公園に指定されていますが、昭和58年に公園区域及び公園計画の全般的な再検討の後、必要な変更を繰り返し行ってきております。

一昨年、公園内にある北海道博物館、開拓の村、百年記念塔などの今回の在り方をまとめた「ほっかいどう歴史・文化・自然『体感』交流空間構想」が策定されまして、その中で、野幌森林公園は、都市近郊に残された世界有数の平地林を原始の面影を残しつつ適切に保全し、野外の自然に親しむ場としてあらゆる方々が安心して利用できる公園を目指すという方針が示されています。

今回、この構想の実現に向けた取組の一つとして、道から、公園区域の拡張と公園計画の一部変更を行うことについて諮問がありました。

資料をめくっていただくと、公園計画図（抜粋）という図が資料の5-2に入っていますので、ご覧ください。

変更を加える部分は極めて細かい部分です。この図の折り目がある真ん中あたりに⑨という記号がついていますが、そこから拡大図と写真に向かって線が引いてあります。その部分を見ていただければと思います。

現公園エリアから飛び出している区域になりますが、拡大図で言うと斜線がある部分、飛び出した部分になりますが、道があります。この区域を新たに公園区域に編入して、もともと飛び出している現公園エリアと一体的に保護管理を図るため、同等の規制をかけるもので、その公園計画の区域の拡張と変更です。

印刷が白黒の図でちょっと薄くなっておりませんが、変更部分の入り口から始まる点線を上に上がっていくと実線に変わり、さらに上に伸びている先にある①に、既存の開拓記念館があります。そして、②は歩道が二つ重なっているのですが、この点線部分を拡張して、⑨の出口までつないで延長させようという計画です。

そうすることによって、現行の入り口と別の方向から徒歩や自転車で開拓の村のほうに行くことができるということで、容易な公園内へのアクセスが可能になり、周遊性も高まるということです。さらに、倒木や林野火災など、非常時における公園利用者の緊急避難路としても活用でき、より安心した公園利用に供する道路になるという計画です。

当部会では、以上の内容について審議しまして、この公園計画を原案どおり変更することが適当だと判断し、その旨の答申をしております。

以上が7月28日に開催した自然環境部会の審議結果です。

以上です。

○中村会長 ありがとうございます。

既に部会で決まっていますので、これ自体は我々の答申にはなるのですがけれども、将来的に変えられるものがあるならば、意見を出して合って検討していただこうと思います。

今の説明について質問やご意見がありましたらどうぞ。

一つ、最後の件の野幌森林公園にアクセスできるのは素晴らしいことだと思うのですが、車で来る人が多いのではないかと思うのです。そうすると、この入り口近辺の住宅街にとって、はた迷惑になると思います。この近くの人は歩いてくると思うのですが、その辺の議論はしなくてもいいのですか。

○事務局（小林自然環境担当局長） ここについては、既に舗装されて車が通れる整備がされていますけれども、現行は完全にシャットアウトして、車を通せないようにしてあります。車についての利用は、引き続き一切させないということで、これからゲートを設置する予定だと聞いています。

自転車と徒歩でのアクセス、いわゆる保全と利用の部分での利便性を図るということで、今回、公園の一部に取り入れる形にしております。

○中村会長 ということは、既に人がそこに入っていくことができるのですか。

僕は、駐車場がなくてもいいのかと思っているのです。

○事務局（小林自然環境担当局長） 現在、そこから人が入っていくことは可能です。

基本的に、車で来たときの徒歩の利用動線は考えておりません。どちらかというと、既存施設の安全管理や自転車での利用の一環ということで考えていますので、例えば、大きく現場が変わるとか、これから先の利用形態が大きく変わることはないと思います。

○中村会長 ほかにどうでしょうか。

一つ、舞鶴遊水地ですが、国交省がつくった遊水地がこういう指定を受けることはよくあることですか。それから、こういうものは自治体から上がってきて議論をし始めるのですか、その辺のプロセスを教えてほしいのです。

○事務局（藤島動物管理担当課長） 基本的にはあまり多くはないのですけれども、他の県の例として、渡良瀬遊水地などがございます。

○中村会長 北海道では初めてですか。

○事務局（藤島動物管理担当課長） 北海道では初めてです。

○中村会長 これは、自治体の長沼町が上げてくるのですか。

○事務局（藤島動物管理担当課長） はい。今回は開発局から相談があり、町にも同意していただいています。

○中村会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○中村会長 それでは、冒頭に言ったとおり、自然環境部会で決議されておりますので、ここではお認めいただいたことになると思います。

報告を終了しましたので、温泉部会の答申についてお願いします。

○事務局（北村環境政策課長） 続きまして、倶知安町ひらふ地域の温泉資源保護対策について、答申準備が整ったようですので、答申を行いたいと思います。

○中村会長 それでは、今、皆さんに配られたと思いますが、答申書を読み上げてお渡しする形になります。

北海道知事鈴木直道様。

北海道環境審議会会長中村太士。

倶知安町ひらふ地域における温泉資源保護対策について（答申）。

令和元年（2019年）11月20日付食衛第1007号で諮問のありました倶知安町ひらふ地域の温泉資源保護対策について審議した結果、別紙のとおり意見をまとめましたので、答申します。

〔答申書の手交〕

○中村会長 これで、全体の議事は終わったと思うのですけれども、全体を通じて、何か言い残したことがありましたらどうぞ。

（「なし」と発言する者あり）

○中村会長 それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。

○事務局（北村環境政策課長） 中村会長、どうもありがとうございました。

次回の審議会につきましては、10月頃の開催を予定しております。また近くなりましたら事務局から改めて委員の皆様に日程照会をいたしますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

5. 閉 会

○事務局（北村環境政策課長） それでは、本日の審議会はこれで閉会いたします。

どうもありがとうございました。

以 上